

春木駅西自転車等駐車場改修工事の請負契約について、次のとおり条件付一般競争入札を行う。

令和5年11月2日

岸和田市長 永 野 耕 平

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 工事の名称

春木駅西自転車等駐車場改修工事

(2) 工事の場所

岸和田市春木若松町地内

(3) 工事の概要

自転車ロック装置を116台、バイクロック装置を21台設置する工事

(4) 予定工期

契約日から令和6年3月29日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

本市における建設工事等指名競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合に限る。）であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者若しくは申立てをなされていない者又は会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者（その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の

決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合に
限る。）であること。

- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、
機械器具設置工事について同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建
設業の許可を受けた者であること。
- (6) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けて
いる者であること。
- (7) 機械器具設置工事に係る経営規模等評価結果通知書（最新のものに限る。）における
総合評定値が市内業者及び準市内業者は600点以上、市外業者は700点以上であって、
当該工事の契約工期に専任の主任技術者又は監理技術者の配置が可能であること。
- (8) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等
除外措置を受けていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条
第1項各号に掲げる者に該当しない者であること。
- (10) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要
綱」という。）に基づく指名停止期間中にない者であること。

3 入札参加資格審査申込手続に関する事項

本入札に参加を希望する者は、第1号に掲げる書類を総務部契約検査課まで提出し、
本市の資格審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

条件付一般競争入札参加申込書

※ 条件付一般競争入札参加申込書の様式は、市長が別に定めたものとする。

(2) 条件付一般競争入札参加申込書の提出

令和5年11月20日（月）から同月24日（金）までの午前9時から午後5時までの
間（岸和田市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項第2号の市の
休日を除く。）に、岸和田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）
により提出すること。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

岸和田市建設工事等請負業者指名委員会による入札参加資格の審査の結果は、令和
5年12月4日（月）午後5時までに電子入札システムにより通知するものとする。入
札参加が認められた者は、入札参加用発注図書を電子入札システムから取得すること。

4 設計図書等の閲覧等

- (1) 当該工事の設計図書等は、令和5年11月2日（木）から同年12月14日（木）まで

岸和田市情報公開システム及び電子入札システムより閲覧及びダウンロードすることができる。

- (2) 設計図書等に関する質疑がある場合は、令和5年12月4日（月）又は同月5日（火）（ただし、5日（火）については午後5時まで）に、次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。

送付先 総務部契約検査課

メールアドレス keiyaku@city.kishiwada.osaka.jp

当該質疑に対する回答は、令和5年12月7日（木）午後5時までに回答書を電子メールで送付するものとする。

5 入札書提出期間及び方法

令和5年12月12日（火）から同月14日（木）までの午前9時から午後5時まで電子入札システムによる。

6 開札日時

令和5年12月15日（金）午前10時

7 入札執行の取りやめ等

やむを得ない事由により入札執行を取りやめ又は延期するべきと判断したときは、入札執行を取りやめ又は延期するものとする。

8 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 岸和田市建設工事入札心得（電子入札）（令和5年4月1日施行）第10条に該当する入札
- (2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

9 入札保証金

本入札に参加を希望する者は、岸和田市財務規則（平成9年規則第11号）第106条の規定により入札予定価格の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第108条第2号の規定に該当する場合は、納付を免除する。

10 契約保証金

契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金を免除する。

11 最低制限価格の設定

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づき最低制限価格を設ける。

12 設計価格等の公表

設計価格は入札参加通知時に公表し、最低制限価格は落札者決定後に公表する。

13 契約に関する事項

契約条項は、岸和田市ホームページに掲載している工事請負契約書（見本）と同様とする。

14 その他

（1）現場説明については、これを省略する。

（2）本入札の落札者は、令和5年度及び本件工事期間中に契約検査課が執行する競争入札に参加できないものとする。ただし、市内業者及び準市内業者を除く。

15 入札及び契約に関する問合せ先

岸和田市総務部契約検査課工事契約担当

電話 072-423-9547（直通）